

# 山梨県公報

第六百六十四号

令和八年

六月十八日

木曜日

## 目次

### 告示

- 指定納付受託者の指定の一部改正
- 家畜伝染病の発生
- 道路の区域変更（三件）
- 建築基準法に基づく道路位置指定

### 公告

- 特別保護地区の指定について
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 公共測量の実施

### 選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数

### 教育委員会

- 一般競争入札について

# 告示

## 山梨県告示第九十五号

指定納付受託者の指定（令和八年山梨県告示第三百十号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

三中「令和八年三月三十一日」を「令和八年五月二十七日」に改める。

四の1に次のように加える。

(六) DISCOVER

(七) 登録

四の2を次のように改める。

2 次に掲げるコード決済

(一) Alipay+

(二) auPay

(三) d払い

(四) JKOPEY

(五) PayPay

(六) SmartCode

(七) WeChatpay

(八) 銀聯QR

(九) メルペイ

(十) 楽天ペイ

山梨県告示第百九十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

令和八年六月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

ヨ―ネ病	家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
		牛	患畜	一	北杜市	令和八年六月四日

山梨県告示第百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所において、この告示の日から令和八年七月九日まで一般の縦覧に供する。

令和八年六月十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府韮崎線
- 三 道路の区域

区間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
新	旧			
八・九 一〇・五	八・九 九・〇			五〇・九

山梨県告示第百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和八年七月九日まで一般の縦覧に供する。

令和八年六月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市芦川町中芦川字里道一八二三番一 地先から 笛吹市芦川町中芦川字里道一八二三番一 地先まで	新	旧	二〇・三 一・二一・八	七・四
	新	旧	二〇・五 三〇・三	七・四

山梨県告示第百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和八年七月九日まで一般の縦覧に供する。

令和八年六月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯野新田白根線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南アルプス市飯野字三宮神一一二三番二地先から南アルプス市飯野字三宮神一一一四番一地先まで	一一・五 一四・六	八・〇	三四・四	三四・四

## 山梨県告示第二百号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年六月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和八年六月十一日
- 二 指定道路の位置 笛吹市石和町窪中島字善海町五十五番九、字新開町九十番九並びに道
- 三 指定道路の幅員 最大五・〇メートル 最小五・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 九十九・七三メートル

# 公 告

## ◎ 特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、指定しようとする特別保護地区の名称、区域等の案を次のとおり公告し、この公告の日から令和八年七月二日まで縦覧に供する。

令和八年六月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 一 甲斐駒特別保護地区

#### 1 特別保護地区の名称

甲斐駒特別保護地区

#### 2 特別保護地区の区域

北杜市白州町横手並びに武川町柳沢所在県有林中北事業区第四百三十七林班に一小班、第四百三十八林班ろ二・イ小班、第四百三十九林班へ小班、第四百四十林班イ・ロ・ハ・ニ・ホ小班及び南アルプス市芦安芦倉所在県有林中北事業区第二十三林班イ・ロ・ハ・ニ・ホへ小班の区域

#### 3 特別保護地区の存続期間

令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

#### 4 特別保護地区の保護に関する指針の案

##### (一) 鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

##### (二) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、甲斐駒ヶ岳（標高二千九百六十七メートル）、鋸岳（標高二千六百八十五メートル）等を中心とした高山帯の地域であり、当該地区の全域が国立公園特別保護地区及び保安林に指定されている。

当該地域の植生は、甲斐駒ヶ岳山頂付近にアオノツガザクラが分布し、その下部にはコケモモ、ハイマツ、ミドリユキザサ、ダケカンバ、ウラジロモミ、コメツガ等がみられ、高山帯から亜高山帯までの植生を示す林相の変化に富んだ地域である。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、中型哺乳類ではニホンザル、キツネ等が、小型哺乳類では高山性のオコジョ、トガリネズミ等が確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ルリビタキ、ビンズイ等がみられる。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所

山梨県森林環境部自然共生推進課及び山梨県中北林務環境事務所

二 三ツ峠特別保護地区

1 特別保護地区の名称

三ツ峠特別保護地区

2 特別保護地区の区域

都留市大幡所在県有林富士・東部事業区第六十三林班

3 特別保護地区の存続期間

令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、三ツ峠山（標高千七百八十五・二メートル）等を中心とした亜高山帯の地域であり、当該地区は山梨県自然環境保全条例に規定する自然保存地区として昭和四十七年から指定されている。

当該地域の植生は、三ツ峠山山頂付近にクリ、ミズナラ等が分布し、その周囲にはウラジロモミ、コメツガ等が発達し、部分的にヤマボウシ、ブナ等及びカラマツ植林がみられる。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、ニホンジカ、ツキノワグマ等が、中型哺乳類ではニホンザル、ノウサギ、テン等が、小型哺乳類ではヤマネ、アカネズミ、シマリス、オコジョ等が確認され、鳥類では、コゲラ、ヒガラ、マヒワ、キビタキ等がみられる。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所



◎ 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、早川町土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和八年六月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退 任

役職名	氏名	住所	退任年月日
副理事長	水地 正春	南巨摩郡早川町大島二	令和八年三月二十二日

二 就 任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	天野 元	南巨摩郡早川町雨畑九百八十三	令和八年三月二十三日

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により忍野村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年六月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）

二 測量の地域 山梨県忍野村全域

三 測量の期間 令和八年六月十五日から令和九年三月三十一日まで

# 選挙管理委員会

## 山梨県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりあった。

令和八年六月十八日

### 山梨県選挙管理委員会

委員長 秋山 洋

#### 政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分		名称		代表者氏名		会計責任者氏名		主たる事務所の所在地		異動年月日		届出年月日	
旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
		山梨県民間病院協会政治連盟		曾根 順子	高 原 仁					甲斐市龍地二五三四一ー一 Fイーエル九六 B一〇二	令和八年五月十日	令和八年五月十日	令和八年五月十一日
		金丸こうじ後援会						甲斐市西八幡一〇一九一五		甲斐市西八幡二二九五一四	令和八年五月二十日	令和八年五月二十日	令和八年五月二十日
		参政党山梨第2支部		望月健士郎	大谷 浩敬	大野 景子	岡元 順子	笛吹市石和町広瀬八二一ー一		甲斐市西八幡二二九五一四	令和八年五月十日	令和八年五月十日	令和八年五月十一日
		参政党山梨第1支部		小田切孝訓		木川 貴志		甲斐市西八幡二二九五一四		甲斐市西八幡二二九五一四	令和八年五月十日	令和八年五月十日	令和八年五月十一日
		参政党山梨県支部連合会		飯島 清		平野 智久	山本眞理子			甲斐市龍地二五三四一ー一 Fイーエル九六 B一〇二	令和八年五月十日	令和八年五月十日	令和八年五月十一日

#### 政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称		代表者氏名		会計責任者氏名		主たる事務所の所在地		解散年月日		届出年月日	
寿会	清水和弘を支援する会和み会	池戸 重勝	山崎 八郎	長坂 喜男	山崎 八郎	甲斐市篠原五五一ー一	南都留郡富士河口湖町小立一六二六一三	令和八年四月二十日	令和七年十二月十二日	令和八年五月八日	令和八年五月二十五日
青木 一徳											

#### 政治資金規正法第十九条第三項第三号による届出 資金管理団体異動届

区分		氏名		公職の種類		資金管理団体の名称		主たる事務所の所在地		代表者氏名		異動年月日		届出年月日	
旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
		金丸 幸司				金丸こうじ後援会		甲斐市西八幡一〇一九一五	甲斐市玉川八六六			令和八年五月二十日	令和八年五月二十日	令和八年五月二十日	令和八年五月二十日

山梨県選挙管理委員会告示第三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和八年六月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋山 洋

一三、三三六

山梨県選挙管理委員会告示第三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和八年六月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋 山 洋

一七七、七九三

山梨県選挙管理委員会告示第三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和八年六月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋山洋

選挙区名	三分の一の数
西八代郡・南巨摩郡	一三、〇六三
中巨摩郡	五、六三七
南都留郡	一二、七二九
甲府市	五〇、四三三
富士吉田市	一二、九六七
都留市・西桂町	九、一〇六
山梨市	九、二三七
大月市	六、二〇八
韮崎市	七、八三一
南アルプス市	一九、八一五
北杜市	一三、〇四六
甲斐市	二〇、九〇二
笛吹市	一八、五二七
上野原市・北都留郡	六、四〇五
甲州市	八、二六二
中央市	八、〇八八

# 教育委員会

## ◎ 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年六月十八日

山梨県立図書館

副館長 東 一 孝

### 一 一般競争入札に付する事項

#### 1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 山梨県立図書館書架

(二) 数量 一式

#### 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

#### 3 納入期限 令和九年三月二十六日（金）

#### 4 納入場所 山梨県立図書館副館長が指定する場所

### 二 事務を担当する所属 山梨県立図書館

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までに、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

#### 1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を

営んでいない者

- 2 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（物品）に登録を受けている者であること。
- 4 この公告に示す物品等を確実に納入できると山梨県立図書館副館長が認めた者であること。
- 5 その他本件入札説明書に定める要件を満たすこと。

#### 四 一般競争入札参加資格の審査

- 1 申請の時期 この公告の日から令和八年七月十日（金）まで（山梨県立図書館設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第四十九号）に定める山梨県立図書館の休館日（以下「休館日」という。）を除く。）
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇—〇〇二四山梨県甲府市北口二丁目八番一号 山梨県立図書館総

務企画課

#### 五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所 この公告の日から令和八年七月三日（金）までの日（休館日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四三に掲げる場所において一般の縦覧に供する。
- 2 入札説明書の交付方法
  - (一) この公告の日から令和八年七月三日（金）までの日（休館日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四三に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六八(三)の問い合わせ先に電話連絡すること。
  - (二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和八年七月一日（水）午後五時までに六八(三)に掲げる場所に電話連絡すること。
- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
  - (一) 日時 令和八年七月二十九日（水）午後二時

- (二) 場所 山梨県甲府市北口二丁目八番一号 山梨県立図書館交流ルーム二〇一
- 5 郵送による入札書の提出先及び期限 四 3に掲げる場所に令和八年七月二十八日(火)午後四時までに到着するよう提出すること。
- 6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
  - (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
  - (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
  - (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
  - (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
- 7 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 六 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
  - (一) 言語 日本語
  - (二) 通貨 日本国通貨
- 2 入札保証金 免除
- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 4 違約金の有無 有
- 5 前払金の有無 無
- 6 契約書の作成 要
- 7 最低制限価格 無
- 8 その他
  - (一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
  - (二) 詳細は、入札説明書による。
  - (三) 問合せ先 山梨県立図書館(電話〇五五―二五五―一〇四〇)

## ※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: The addition of

bookshelves in the stack 1 set

2 Date and time for tender: 2:00 PM July 29, 2026

3 Bureau in charge: Yamanashi Prefectural Library 2-8-1 Kitaguchi Kofu  
Yamanashi 400-0024 Japan TEL 055-255-1040